

幼稚園及び学校給食の中止等に係る給食費の徴収又は返金について（保護者用）

袋井市教育委員会

袋井市では公立幼稚園、小・中学校に一日最大9,500食の給食を提供しています。
 食材の発注、調理の準備等の関係もあり、学校給食を中止にした場合の返金については下記の様に対応していますので、お知らせします。

なお、保護者の皆様に御負担いただきます「給食費」は、幼稚園及び学校給食の食材料費です。施設整備費、人件費、修繕費及び光熱水費等は、設置者である袋井市が負担していますので、御理解願います。

No	事項	内容	手続（届出時間）	給食費の徴収又は返金
1	転出	年度途中に転出する場合	給食を中止する日の3日前までに「辞退届」を提出	給食受給日まで徴収
2	病気、ケガ等による長期入院や長期欠席	入院等で長期欠食をすることになった場合	学校へ連絡した3日後から給食中止	給食受給日まで徴収
		＜給食費返金対象の規定＞		
		学校に給食中止の連絡があり、かつ給食中止期間が連続5日以上の場合		中止日初日からの日数相当額を返金する
※連絡が無い、中止日が4日以内の場合は返金対象とならない				
3	一時帰国等による中止等	外国や他市等、一時帰る場合	「2. 病気、ケガ等による中止及び再開」と同じ	左記に同じ
4	牛乳欠食	食物アレルギー（※）乳糖不耐症等の理由により、牛乳が飲めない場合	事前に学校と保護者が協議する。医師の指示が必要な場合もある。	牛乳代（経費単価分）を返金する
		※食物アレルギーによる牛乳欠食は、アレルギー対応食の実施を基本とする		
5	食物アレルギー対応	(1) 完全弁当対応による給食中止の場合 (2) 給食は中止せず、部分弁当で対応する場合 (3) 自分で除去して食べる場合 (4) 学校給食センターで対応食が配食された場合		(1)は給食費を徴収しない又は返金 (2)(3)については、給食費の返金はしない (4)については牛乳のみ返金とする
6	台風等による給食の中止	台風等の影響で、休校になった、あるいは給食を中止にした場合	前日の午前中までに、教育委員会で中止の決定をした場合は、給食費は徴収しない又は返金	
7	学校閉鎖 学級閉鎖	集団風邪等による学校閉鎖及び学級閉鎖時の給食	前日の午前中までに、学級閉鎖等を決定した場合は、給食費は徴収しない又は返金	

〔留意点〕

手続きの「3日前」「3日後」及び「病気等の5日以上」における日の数え方は、土
 (1) 日祝日等は含まないものとします。また、「病気等の5日以上」につきましては、給食実施がない日を含めないものとします。

保護者から各事項の申し出を受けた場合、幼稚園及び学校は、学校給食センターへ
 (2) 「辞退届」を提出します。「辞退届」が学校給食センターで受理された場合、給食が中止となります。